

青森県地球温暖化対策推進計画の改定について

目次

1 計画改定決定の経緯	1
2 国の取組状況等	1
（1）今年度の動きについて	1
（2）改正地球温暖化対策推進法のポイントについて	2
（3）地域脱炭素ロードマップの概要について	3
3 県計画改定の進め方	5
（1）計画改定内容の主なもの（案）	5
（2）検討体制・スケジュール	5
別紙 詳細スケジュール	

【参考資料】

- 資料 5－1 改正地球温暖化対策推進法について（6月 環境省公表資料）
- 資料 5－2 地域脱炭素ロードマップ【概要】（6月9日 国・地方脱炭素実現会議資料）
- 資料 5－3 地域脱炭素ロードマップ（ 同上 ）

1 計画改定決定の経緯

国においては、令和2年10月に2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、令和3年6月には、改正地球温暖化対策推進法が公布されたほか、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の見直しを進めているところ。

本県においても、これらの状況等を踏まえ、令和3年2月定例会において、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組むことを表明し、この新たな目標に向け、県計画を改定することとした。

2 国の取組状況等

(1) 今年度の動きについて

- R3.4月： 気候変動サミット(首脳会議)で2030年度温室効果ガス削減目標2013年度比46%減を表明
- 5月： 改正地球温暖化対策推進法成立
- 6月： 2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする道筋を示した行程表「地域脱炭素ロードマップ」を決定
- 7月： エネルギー基本計画(素案)の公表(※1)
地球温暖化対策計画(案)の公表(※2)
- 9月頃： エネルギー基本計画の決定
- 秋頃： 地球温暖化対策計画の決定
- 11月： 国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)開催
- R4.1月頃： 地方公共団体実行計画策定マニュアル改正

(※1) エネルギー基本計画(素案)におけるエネルギー需給の見通しにおける電源構成

	2019年度 実績	2030年度	
		新計画目標	(参考) 現行計画目標
再エネ	18%	36～38%	22～24%
水素・アンモニア	0%	1%	0%
原子力	6%	20～22%	20～22%
LNG	37%	20%	27%
石炭	32%	19%	26%
石油等	7%	2%	3%

(※2) 地球温暖化対策計画(案)における温室効果ガス部門別の排出量実績と目標

国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを**2013年度から46%削減**することを目指し、**さらに50%の高みに向け挑戦**を続ける。

		2013年度 排出量実績	2030年度 排出量 新計画目標	新計画 目標削減率	(参考) 現行計画 目標削減率
エネルギー 由来	産業	463	290	37%	7%
	業務	238	120	50%	40%
	家庭	208	70	66%	39%
	運輸	224	140	38%	28%
	エネルギー転換	106	60	43%	28%
非エネルギー由来など		173	136	21%	12%

(単位：百万 t-CO₂)

(2) 改正地球温暖化対策推進法のポイントについて

ア 基本理念の追加 (資料5-1 P2)

地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2℃・1.5℃目標(※)を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

※パリ協定第2条1(a)の規定において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回ること及び1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続するという目標。

イ 地域の脱炭素化の促進

(ア) 都道府県の実行計画制度の拡充 (資料5-1 P3)

○施策の実施に関する目標を追加

○地域脱炭素化促進事業について市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる

(イ) 市町村による実行計画の策定 (資料5-1 P4)

○再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努める

○上記の場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域(※)、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める

※環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、(都道府県が定めた場合にあっては)都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき、定める。

(ウ) 地域脱炭素化促進事業の認定 (資料5-1 P4)

市町村から、実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例(※)を受けられる。

※自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービス。事業計画立案段階における環境影響評価法の手続(配慮書)の省略。

ウ 企業の脱炭素経営の促進 (資料5-1 P6)

企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化し、開示請求の手続なしで公表。

報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進。

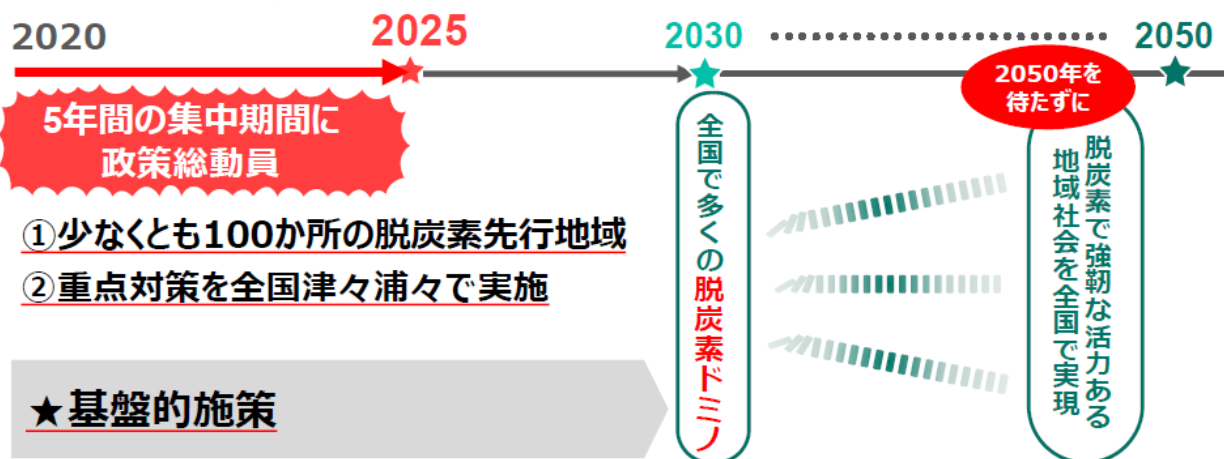
なお、国では令和4年の改正法施行に向けて、実行計画における施策の実施目標の設定と進捗管理方法や促進区域の設定のあり方、地域脱炭素化促進事業の認定手続き等について、検討を進めていくとのこと。

(3) 地域脱炭素ロードマップの概要について

地域脱炭素ロードマップは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組むため、特に 2030 年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したもの。

ア 対策・施策の全体像 (資料 5-2 P4)

- 今後の 5 年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ・2030 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」
 - ・全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3 つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050 年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）



イ 脱炭素先行地域づくり (資料 5-2 P5～)

- 2030 年度までに、地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組む、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出については実質ゼロを実現
- 2025 年度までに実現の道筋を立てる
- 範囲は、行政区、集落、施設群などを想定（案件形成の具体的な要件、手続き等の詳細は検討中、令和 3 年度末までにガイドブック等が作成される予定）

ウ 重点対策 (資料 5-2 P9～)

全国津々浦々で取り組む脱炭素の基盤となる 8 つの重点対策を整理し、国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力する。

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

エ 基盤的施策

(ア) 継続的・包括的支援（国の積極支援のメカニズム構成）（資料５－２ P18～）

- 今後５年間で集中期間として、脱炭素への移行に繋がる取組の加速化が必要なため、人材、情報・技術、資金の面から積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築
- 関係府省庁において脱炭素関連対策に重点化
 - ・成功事例・ノウハウの見える化と地域間共有・ネットワーク形成
 - ・実行計画マニュアル充実やCO2排出量把握支援など、地方自治体の脱炭素取組の計画や削減目標、シナリオの策定・更新を推進
 - ・脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、複数年度の継続的かつ包括的に支援するスキームを構築

(イ) ライフスタイルイノベーション（資料５－２ P21～）

（グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション）

- 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化の環境整備
- 衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動の明確化（ゼロカーボンアクションとして整理）

(ウ) 制度改革（社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーション）（資料５－２ P24～）

- 導入に時間を要し、多様な主体が関わる再エネ開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、制度改革等により、実効性を確保

オ 地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策（資料５－２ P25～）

地域の脱炭素化を進めるため、地域と暮らしに関わるあらゆる分野において脱炭素を前提とした政策立案・実施を行うことが求められることから、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策を示すもの。

- ①地域共生・裨益型の再エネ利活用促進
- ②住宅・建築物
- ③まちづくり・交通・観光
- ④地域経済・生活を支える産業（商工業・農林水産業）
- ⑤循環経済への移行
- ⑥自然の力を活かした脱炭素化
- ⑦地域の生活・循環経済を支えるインフラ

国では、ロードマップの実践に向けて、地方と様々な場を通じて継続的な意見交換を行うとしている。

3 県計画改定の進め方

(1) 計画改定内容の主なもの

①温室効果ガス削減目標

(国目標 46%減の取組内容等を踏まえ、現県計画での目標 31%減のあり方を検討)

②新たな目標達成に向けた施策体系等の見直し

(具体的取組、モニタリング指標、対策評価指標など)

③個別の施策に係る目標設定

(2) 検討体制・スケジュール

- ・令和3年度 「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」に関係課の担当GMをメンバーとするワーキンググループを設置し、取組や指標、骨子案などを検討

【ワーキンググループの構成】

- ①省エネ・再エネ利活用、循環経済
- ②まちづくり・インフラ
- ③商工・農林

国の計画見直しやデータの提供、計画策定マニュアル改正などを受けて、排出量削減量推計調査の実施など具体の検討を加速。

- ・令和3年度末 「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」で骨子案決定
- ・令和4年度 素案、目標値、改定案作成、パブリックコメントの実施等
- ・令和4年度末 「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」で改定計画決定
(詳細スケジュールは別紙のとおり)